

～ 国際研修 ～

第 46 回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官

須 田 大

第 1 はじめに

法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、2014年3月3日（月）から同月12日（水）まで（移動日を含む。）、第46回ベトナム法整備支援研修（以下「本研修」という。）を実施した。研修員は、ベトナム司法省国際法律局グエン・カン・ゴック局長を団長とする10名であった（詳細は、別紙1を参照されたい。）。

第 2 本研修実施の背景

法務省は、1994年から現在に至るまで、独立行政法人国際協力機構（JICA）の技術協力プロジェクトの枠組みの下、ベトナムに対する法制度整備支援を進めており、現在は、「法・司法制度改革支援プロジェクト・フェーズ2」（以下「現行プロジェクト」という。）において、ベトナムにおける法の支配の実現に向け、司法機関の能力向上のための支援協力活動を行っている。

1995年に制定されたベトナムの民法は、日本の支援を受けながら2005年に全面改正されたが（以下「現行ベトナム民法」という。）、ベトナムでは、市場経済化の進展や社会状況の変化に伴い発生した様々な問題に対処することを目的として、2016年中に現行ベトナム民法を大規模に改正することを目指している。

現行ベトナム民法第7編「外国要素を含む民事関係」には、いわゆる国際私法分野の規定が置かれているが¹、規定内容が不明確なものや、国際私法の基本的な考え方や現代の潮流から離れた規定も存在するとの問題意識に基づき、同編も大規模な改正が必要な1分野として、ベトナム司法省国際法律局が中心となり改正草案起草作業が進められてきた。

我が国では、近時、2006年に「法の適用に関する通則法」を制定し、2011年の民事訴訟法改正では国際裁判管轄の規定を設けるなど国際私法分野における法改正を経験しているところ、今般、ベトナム側から、国際私法分野の改正草案起草に資する情報

¹ 現行ベトナム民法の内容については、当部ホームページ掲載の同法仮和訳を参照されたい（<http://www.moj.go.jp/content/000111329.pdf>）。

提供と同分野改正の起草担当者を中心とするベトナム司法省職員等に対する研修実施の要望が寄せられた。我が国が上記法改正の経験で得た知見等をベトナムに提供することは同国の要望に応えることになるとともに、現行プロジェクトの支援成果を発展させることにもつながることから、本研修を実施したものである。

第3 本研修の概要

本研修実施に当たっては、事前に現行プロジェクトの長期専門家、JICA、国際私法分野の改正草案起草を担当しているベトナム司法省国際法律局関係者及び当部担当者との間で綿密な協議を行い、本研修では、国際私法を専門とする大学教授、「法の適用に関する通則法」等の立法担当者及び国際私法分野の実務に詳しい弁護士による講義や意見交換、東京家庭裁判所の見学や同裁判所裁判官との意見交換を実施するほか、ベトナム側参加者による国際私法分野改正の方向性に関する報告を実施することとした。

これらのプログラムを通じて、ベトナム側参加者の国際私法分野に関する知見が深まり、改正法案起草に資する情報がベトナム側参加者に提供されると同時に、日本側関係者もベトナムにおける改正動向を把握して今後の支援協力活動に役立つ情報を得ることを目指した。

なお、本研修には、前記研修員10名に加え、ベトナム現地から現行プロジェクトの長期専門家（当時）木本真理子弁護士²も帯同し、全日程に参加した。

第4 研修内容

本研修日程の詳細については、別紙2のとおりであるが、以下、実施したプログラムのうちのいくつかを紹介する。

1 ベトナム側発表

研修初日である3月4日（火）午後には、研修員を代表して本研修の団長であるグエン・カン・ゴック局長から、別紙3の「報告 民法の第7編『外国要素をもつ民事関係』の規定の完全化 ベトナムの国際私法の制定についての報告」を基に国際私法分野の改正動向等に関する発表が行われた（同発表の内容の詳細は、別紙3

² 木本弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所所属）には、2012年11月3日から2014年3月31日までの約1年5か月間、現行プロジェクトの長期専門家として精力的に活動していただいた。また、本研修においても、実施前の段階から、ベトナム司法省国際法律局関係者や本研修にも御協力いただいた神前禎教授と綿密な協議を実施し、講師の方々に対しては詳細な情報を提供して下さるなど御尽力いただいた。本研修の成功は一重に木本弁護士の御努力によるところが大きく、改めて御礼を申し上げたい。

を参照いただきたい。)

2 講義『法の適用に関する通則法の制定経緯』

3月5日(水)午前には、法務省民事局小出邦夫総務課長を講師に招いて、我が国の国際私法である「法の適用に関する通則法」の制定経緯等について講義をしていただいた。小出総務課長には、「法の適用に関する通則法」の立法に携わった立法担当者としての経験を基に、同法の立法経緯や、同法の逐条的解説をしていただいたが、旧法である法例と比較しながらの変更点等の説明、学者の考えと実務の考えとの対立があった点の紹介など、具体例を交えて逐条的に解説していただき、研修員も難しい分野の話ながら真剣に耳を傾けていた。研修日程の最初の講義で、小出総務課長から、日本の国際私法の全体像を具体的に説明していただいたことから、後の講義や意見交換会に向けて研修員の問題意識を醸成することができた。

3 法律事務所訪問及び講義『民事訴訟における国際裁判管轄について』

3月5日(水)午後には、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を訪問し、同事務所に勤務されている渡邊剛弁護士、山口大介弁護士及び長田真理子弁護士から同事務所の概要説明をしていただき、その後、同事務所の古田啓昌弁護士から、『民事訴訟における国際裁判管轄について』と題して、講義をしていただいた。

古田弁護士には、国際的民事紛争の分野に関する豊富な知識と実務経験に基づいて、国際裁判管轄の基本知識、国際裁判管轄法制整備の経緯及び日本の現行民事訴訟法における国際裁判管轄のルールに関し、立法過程において議論になった点も取り入れて具体的に紹介していただくなど、非常にきめ細やかな御説明をしていただいた。また、古田弁護士からは、現行ベトナム民法の国際私法分野に関する条文についてコメントもしていただけたが、現場実務の専門家による貴重な意見として真摯かつ真剣に受け止めている研修員の姿が印象的であった。

4 講義『対外国民事裁判権法の制定経緯』

3月6日(木)午前には、法務省民事局小林康彦参事官(当時)³を講師に招いて、我が国の「対外国民事裁判権法」の制定経緯等について講義をしていただいた。小林参事官には、日本の民事訴訟法の沿革、民事裁判権の意義、民事裁判権の対人的制約、対外国民事裁判権法の制定経緯という流れで、基本的な部分から丁寧に説明をしていただいたので、研修員の理解も進み、後半に行った質疑応答では、研修員から活発な質問が相次いで出され、これらに丁寧に答えいただいた。例えば、研修員から出された質問のうち、絶対的免除主義から制限免除主義への移行期におけ

³ 小林康彦参事官は、現在、東京高等裁判所判事として勤務されている。

る状況や法制化した際の状況については、世界的な潮流、日本における大審院判例から最高裁判例への判例変更状況、国連条約の採択などに関して順を追って丁寧に説明していただいた。

5 東京家庭裁判所訪問及び裁判官との意見交換会

3月7日(金)午後には、東京家庭裁判所訪問及び裁判官との意見交換を実施した。前半は、東京家庭裁判所の中野晴行裁判官から、家庭裁判所の概要説明と涉外事件の審理状況を具体的なデータ等を基にして説明していただいた。ベトナムでは、裁判官が抵触規定をいわば無視して国内法を適用し裁判を行ってしまっている実態があるため、研修員は、日本の裁判における涉外事件の審理状況や審理方法に関する説明を真剣な面持ちで聞いていた。後半は、水野有子裁判官⁴が研修員からの質問に対応してくださり、例えば、日本でも外国法の適用に関しては、手をかけて調査をして行っていることや、法の適用に関する通則法を適用するに際しての裁判官のスタンスなど、具体例を交えて説明していただいた。また、質疑応答の後には、調停室、審判法廷、児童室など東京家庭裁判所の施設を具体的な利用方法を教えていただきながら説明していただいた。

6 意見交換『ベトナム民法改正の論点』及びベトナム民法改正の草案検討

3月7日(金)午前、同月10日(月)午前には、現行プロジェクトのアドバイザーグループであるベトナム民法共同研究会にも参加していただいている学習院大学法科大学院の神前禎教授に御協力いただき、ベトナム民法改正における国際私法分野の論点検討や同分野の改正草案検討を実施した。具体的には、神前教授に、本研修の団長グエン・カン・ゴック局長をはじめとする国際私法分野の改正草案起草メンバーが作成した草案に関して、逐条的にコメントをしていただき、そのコメントを基に更に本研修の参加者が意見を出し、その上で神前教授を交えて議論をするという形で意見交換及び草案の検討を実施した。

7 法律事務所訪問及び講義『法の適用に関する通則法制定の経緯及びその後の影響』

3月10日(月)午後には、西村あさひ法律事務所を訪問し、同事務所に勤務されている福沢美穂子弁護士、柳瀬ともこ弁護士から同事務所の概要説明をしていただき、その後、同事務所の手塚裕之弁護士から、『法の適用に関する通則法制定の経緯及びその後の影響』と題して、講義をしていただいた。

手塚弁護士は、法制審議会国際私法部会の幹事を務められ、前述の小出総務課長

⁴ 水野裁判官は、現在、東京地方裁判所判事として勤務されている。

同様、「法の適用に関する通則法」の制定過程を熟知されていることから、豊富な知識と実務経験に基づいて弁護士実務家から見た同法制定の経緯とその影響について説明していただいた。手塚弁護士の講義においては、同法の制定により、従前解釈上の問題が頻発していた論点について、より明確で合理的な規律が示されるとともに、例外的状況に対して裁判所が解釈論により柔軟に対処できる余地を残し、他方で一定分野においては、諸外国の現代的な国際私法に倣って弱者保護の政策的配慮も取り入れるバランスのとれた立法になっているという積極的な評価と、不法行為の成立に関する特別留保条項の維持は過度な加害者保護になり得るものとして問題をはらんでいるとの指摘がなされたが、これらは、本研修を通じて、日本法の制定過程や実務の状況を見聞してきた研修員にとって、更に国際私法分野の知見を深める良い契機となったと思われる。

8 総括質疑

最終日の3月11日(火)には、本研修を踏まえての総括質疑や意見交換、全体評価会を行い、グエン・カン・ゴック局長をはじめとする本研修参加者からは、各プログラムで得た知見を基にした自国の国際私法分野の改正方向性に関する意見や本研修の成果を改正草案に反映させたいとの意気込みが感じられる発言が出されるなど、本研修期間中にも成果の一端が現れていることを感じる事ができた。

第5 終わりに

本研修の成果が国際私法分野に関する改正ベトナム民法において、どのような形で結実するかは2015年に予定している同法の成立を見るまでは分からないが、同分野改正草案起草の中心メンバー等により構成された本研修の研修員が、いずれのプログラムにも主体的に参加して日本の知見を吸収することに真摯に取組み、総括質疑では、これを今後積極的に活かそうという強い意欲が伺えたことに照らすと、本研修を実施した意義は大きかったと感じている次第である。

このように実り多く内容の濃い研修を実現することができたのは、講師の先生の皆様、神前教授、翻訳・通訳を通じて日本側と研修員との架け橋になってくださった大貫錦氏、綱川秋子氏、各訪問先の皆様など、関係者の皆様の多大な御支援、御協力があってこそのものであり、この場をお借りして、改めて厚く御礼を申し上げます。

以上

第46回 ベトナム法整備支援研修 研修員

The 46th Training Course for Vietnam

1	グエン・カン・ゴック
	Mr. Nguyen Khanh Ngoc Director General, Department of International Law, MOJ 司法省国際法律局局长
2	ファム・ホー・フオン
	Ms. Pham Ho Huong Head of Division on Mutual Judicial Assistance, Department of International Law, MOJ 司法省国際法律局司法共助課課長
3	ダン・チャン・アイン・トウアン
	Mr. Dang Tran Anh Tuan Deputy Head of Division on General Affairs on International Law, Department of International Law, MOJ 司法省国際法律局国際法総務課副課長
4	チャン・ハイ・イエン
	Ms. Tran Hai Yen Deputy Head of Division on Civil Law, Department of Civil and Economic Law, MOJ 司法省民事経済法局民法課副課長
5	グエン・フイ・ホアン・ナム
	Mr. NGUYEN HUY Hoang Nam Legal Officer of Division on Civil Law, Department of Civil and Economic Law, MOJ 司法省民事経済法局民法課法務官
6	グエン・ニャット・フイ
	Mr. Nguyen Nhat Huy Official, Department of International Cooperation, MOJ 司法省国際協力部職員
7	チャン・チ・フエ
	Ms. Tran Thi Hue Vice-Professor in Law, Department of Civil Law, Hanoi Law University ハノイ法科大学民法学科准教授
8	ダオ・シー・フン
	Mr. DAO Sy Hung Vice President of Civil Division, Hanoi People's Court ハノイ市人民裁判所副長官民事部裁判官
9	ダオ・クエット・タン
	Mr. Dao Quyet Thang Legal Expert, Legal Department, Office of the National Assembly 国会事務局法律部門法律専門家
10	チャン・ヴァン・ハイ
	Mr. TRAN Van Hai Official, Legal Department, Office of Government 内閣府事務所法務部門職員

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 須田 大 (SUDA Hiroshi)

国際協力専門官 / International Cooperation Training Officer 山口 晋平 (YAMAGUCHI Shinpei), 白井 涼 (SHIRAI Ryo)

第46回 ベトナム法整備支援研修日程

【教官：須田教官 専門官：山口専門官, 白井専門官】

月 日	9:30	12:30	14:00	17:00
3/8	入国			
3/9	JICA オリエンテーション (9:30～10:30) 共用会議室	国際協力部 オリエンテーション (10:30～11:00) 共用会議室	民事局長表敬 (11:00～11:30) 民事局長	ベトナム側発表(国際私法分野の民法改正) (13:00～17:00) 学習院大学法科大学院教授 神前 禎 共用会議室
3/10	講義「法の適用に関する通則法の制定経緯」 (10:00～12:30) 民事局総務課長 小出 邦夫 共用会議室		法律事務所訪問 講義「民事訴訟における国際裁判管轄について」 アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士 古田 啓昌 共用会議室	
3/11	講義「対外国民事裁判権法の制定経緯」 (9:30～12:00) 民事局参事官 小林 康彦 共用会議室	所長主催意見交換会 及び記念撮影 (12:15～13:45)		民事局実務担当者との意見交換 (14:00～16:00) 民事局参事官室局付 沖本 尚紀 同 局付 河野 一郎 共用会議室
3/12	意見交換「ベトナム民法改正(国際私法分野)の論点」 (9:30～11:00) ICD教官 学習院大学法科大学院教授 神前 禎 共用会議室		東京家庭裁判所訪問・裁判官との意見交換会 東京家庭裁判所	
3/13	土			
3/14	日			
3/15	ベトナム民法改正(国際私法分野)の草案検討 ICD教官 学習院大学法科大学院教授 神前 禎 共用会議室		法律事務所訪問 講義「法の適用に関する通則法制定の経緯及びその後の影響」 西村あさひ法律事務所弁護士 手塚 裕之	
3/16	総括質疑・意見交換会 ICD教官 学習院大学法科大学院教授 神前 禎 共用会議室		評価会, 修了式 共用会議室	
3/17	帰国			
3/18	水			



ベトナム司法省

【和訳】

報告

民法の第7編「外国要素をもつ民事関係」の規定の完全化 ベトナムの国際私法の制定についての報告

I. 背景

1. 一般的な状況

非常にグローバル化した現代の世界において、いかなる国も外部との接触や相互作用なしに発展し、良好かつ持続可能な開発をすることは困難である。実際のところ、門戸を開放する程度にもよるが、グローバル化の各問題に対する各国の統合、適合性、処理、コントロールだけでなく、すべての国が処理しなければならない外国要素を持つまたは国際的な問題も生じさせる。いくつかの問題は、個別の国またはいくつかのグループの国の問題であるが、しかし、ほとんどすべての国が解決しなければならない問題も少なくない。グローバル化社会に適合する国際私法のフレームワークを策定し、完全化することは、現代におけるすべての国の重要な目的と任務である。国際私法は、国家法令の一部であるが、これは外国、外国企業や個人に関連する問題であり、また適用される外国法、外国における財産に関連する問題でもある。したがって、国際私法における各国家間の異なる観点、アプローチ、法律の伝統、学派を回避することは困難である。民事、商業関係において、企業、人民がより多くの利益を享受できるように、国内法律と、第二次世界大戦後から各国が表現してきており、現在現実化のために努力されている国際私法とを調整し、調和させたいと願っている。これは、75の加盟国を有する国際私法に関するハーグ会議（ベトナムと日本も参加している）の枠組みの中で、国際私法の多くの内容について調整する40近くの公約が締結されているという結果を生じさせ、また、他の国際私法の問題について議論を行っている努力も含まれる。

ベトナムも、この一般的な背景の例外ではなく、ベトナムが最近、国を解放し、主導的かつ積極的に様々な領域において、地域及び世界に深く、広く統合しようとしている。この参加のプロセスは、ベトナムの個人、組織と各国、各地域の個人、組織との間において、民事、商業、投資の交流関係を増加させている。ベトナム

ムは、外国からの魅力的な投資目的地として知られており、その中でも日本はベトナムへの投資が最も多い国の一つである。ベトナムは、世界の多くの国との間で 270 億米ドル近い輸出入の商業関係があり、輸出入の価値は、毎年 20%以上のレベルで増加している。また、歴史的な要因により、ベトナムは現在、約 450 万人の「定住ベトナム人」と呼ばれる、外国で生活し、生計を立てている人を抱えており、これらの人々は、故郷及びベトナムに対する非常に密接な財産的、血縁的、精神的つながりを有している。近年、外国で留学、旅行、仕事をする者、日本人を含む外国人と結婚する者は、増加する傾向にある。

日本は、ベトナムの戦略的なパートナーであり、近年、常にベトナムに投資ランキング上位に登場し、また、ベトナムでの商業価値が最も大きい国である。日本は、ベトナムに対する ODA の貢献でももっとも多額な国である。日本で働く、留学する、旅行するベトナム人及びベトナムで働く、留学する、旅行する日本人、及び両国間の国際結婚は少なくなく、両国間の関係の良好な発展に伴って、増加傾向にある。

日本は、過去 20 年近くの間、ベトナムの法律改革、司法改革において支援してきた国であり、その中でも、ベトナムが現代において初めて 1995 年民法を導入の際、そして、民法の改正または民法施行のためのガイドラインの策定の際に大変貴重な協力を行っている。ベトナムはシビルローの伝統に従う国であるから、民法はベトナム経済、社会において重要な地位を有する。したがって、効果的、誠実、実務的な日本政府と人民の支援は、大変高い価値を有するものと評価されており、法律と私法の分野においてベトナムに大きな効果をもたらしている。

新たな時代における国の発展目標及び要請に適応するために、ベトナム国会は、民法の改正の計画を策定した。現在、民法の起草グループは積極的に活動している。民法の新たな構成において、2 つの編が削除されるが、外国要素を持つ民事関係については、引き続き 1 つの編として規定される予定である。ベトナム民法についてまだよく理解していない者のために説明すると、現代の民法第 7 編は、外国に関連する民事関係における法律の抵触または準拠法の選択に関する規定を有している。民法第 7 編「外国要素を持つ民事関係」は、20 年近くの間、基本的に改定されずに存在していた。なぜ、改定されなかったのか？改訂の要請がなかったのか？第 7 編は実際には生活に取り入れられておらず、したがって完全に関心を失ってしまっているのか？

これまで、多くの研修団が日本において民法に関して学習し研究するために来日したが、外国要素を持つ民事関係に関する第 7 編の問題について専門に集中して学ぶ研修団は今回が初めてである。そのため、ベトナム側は、この研究及び考察の結果に大変期待している。

ベトナムの研修団は、民法にとって重要な関係を有する多くの機関の代表者を含んでいる。例えば、国会事務局、政府事務局、裁判所、司法省、専門家。今回の研修の2つの目的は：

- 民法第7編の改正に関連して、外国に関連する民事法律の制定及び適用に関する日本の経験について研究する。
- 国際私法に関する法律の制定のため、民法から独立した国際私法に関する独立法の制定及び適用における日本の経験について研究する。

近い将来予定されている民法第7編の改正及び国際私法に関する法律の制定過程において、ベトナムの司法についてより理解していただき、より効果的な支援をできるように、多くの問題について、ベトナム研修団は、各専門家、研究者及び実務家と意見交換を行いたいと思っている。例えば：

+ 国の国際私法に関する法律枠組の明確化の確定のために、「国際私法」概念の真の意義、広義の場合と狭義の場合について理解する必要がある。

+ 実際の問題として、民法第7編は、裁判所における具体的な問題の解決においてほとんど適用されていない、また、個人、組織、弁護士は、契約の締結または実施の過程において関心を払っていない。したがって、民法第7編の改正は、生活に取り入れられるために、社会に受け入れられるように、柔軟な要素を有していなければならない。

+ また、民法第7編の他の民法の編との関係は？そして、他の法においても同じ内容について調整する規定が存在する場合は？例えば、現行民法の1編から6編に規定されている民事関係についても、民法第7編で調整すべきだと主張する者もいる。

+ 国際私法を制定し、完全化する過程において、ベトナムが考慮し、受入、参加すべき規定及び国際基準：国際私法に関するハーグ会議の枠組みにおける各公約について？外国の経験について学ぶ？

+ 民法は、外国要素を持つ民事関係に関する第7編をすでに有しているが、国際私法に関する独立した法を新たに制定すべきか？すべきであるとして、この法律と民法第7編との関係はいかなるものか？

私達は、ある国の法律は、法的効力を発生させるための、基準及び国家の一般的なルールであると考えている。日本の経験は、私達にとって、法律改革における貴重なレッスンを提供してくれている。つまり、各条件、背景、法律の伝統、民族の文化を考慮することなく、単に法律を「輸入」するだけでは成功することはできないということである。しかしながら、現代のグローバル化した世界において、

問題の処理において先を行く国の経験を理解し、研究することは、問題の処理について賢く、近く、時間をセーブできる方法である。

2. 国際私法に関連する法律枠組み

2013年に新たな憲法が制定され、2014年1月1日から施行されており、社会主義における人民による、人民のための人民の法権国家を建設し、社会主義を志向する市場経済を構築し、主導的かつ積極的な国際統合を行い、各人が法の前に平等であり、誰もが民事及び経済生活において差別されないための重要な規定を有している。これは近い将来においてベトナムの法律の制定と完全化のための規定であり、その中で、国際私法は、民法の第7編「外国要素をもつ民事関係」において規定される。憲法を施行するために、ベトナムの法律制度は、調整と適合のために見直しを行っているところである。

各専門家による見直しと評価の過程で、国際私法に関する各問題を調整するためのベトナム法規範文書として、現在、60の法規範文書が確認されている。その中で、30は、国会の法律及び国会常務委員会令である。その中でも、重要な法律は沢山ある。例えば、2005年海事法、2012年労働法、民事訴訟法、2006年ベトナム民間航空機法、2005年商法、2010年商事仲裁法、2010年信用機関法、2000年婚姻家族法、2005年企業法、2006年契約に従って外国で働くベトナム労働者に関する法律、2004年競争法、2003年土地法、2006年不動産事業法、2010年養子法・・・しかしながら、これらの国際私法に関する重要な規定は、民法第7編及び民事訴訟法第9編で調整することができる。

国際私法に関するベトナム法の枠組みに対する法律の実際の適用は、前向きな発展をとげており、特に国家機関、裁判所、人民及び企業が外国要素をもつ民事関係における問題の処理に関して基本的な法理を創出している。特にベトナムにおける法の研究と教育は、ますます国際私法の領域に関心を持つようになってきている。国家もベトナムが国家統合を広く、深く進めている背景において、特に経済、商業の領域において、国際私法を促進し、高めようと主張している。2013年の国際私法に関するハーグ会議への加入及び研究の方向性、ハーグ会議の枠組みの中での国際公約への加入は、この主張を実現するための歩みである。上記の要素は重要であり、近い将来、ベトナムの国際私法の発展のための条件となる。

しかしながら、ベトナムの現行の国際私法の枠組みは、一定の欠点を露呈している。国際私法について調整する規定は、具体的な規定を伴って多くの法規範文書に散らばって規定されており、しばしば、統一されていない。その場合、各法規範文書間の関係は、いつも明確なわけではない。これは、会得しがたく、重複を生じさせ、一貫性がないために、法の適用の過程で、多くの困難、欠点を生じさせている。

民法第 7 編の調整範囲は、外国要素を持つ民事関係に対する準拠法の選択問題をまだ解決しておらず、十分に包括的ではない；各当事者の合意の自由の原則は、まだ十分に表されていない；「外国要素を持つ民事関係」という概念と共に用いられる場合の法律事件（民事能力、失踪、死亡...）に関する各当事者の民事合意のための法律原則の統一的な適用は、市場の要素と各当事者の自由合意を失っている。「外国要素を持つ民事関係」という概念は、民法において 20 年も使用されてきているが、いつも統一的に理解され、使用されてきたわけではない。その上、「外国に定住するベトナム人」という概念は、その内の多くの者がベトナム公民でベトナムに帰国し生活している中で、「外国要素」を確定するために使用する指標の 1 つである。Lex situs の概念は、実際は、財産の所在地の法律を適用することであり、特に、不動産については多くの国の法律において広く規定されている。しかし、ベトナムでは、異なる理解がなされ、適用されている。「国籍」という指標は、ある人が複数の国籍を有する場合、どのように適用されるべきであろうか？国籍、常居所（permanent residence）及暫定居所（short stay）の指標の関係と優先関係を、ベトナムで提起されている疑問に適合するようにするにはどのようにすればよいか...民法における知的財産権に関する規定（774 条、775 条、776 条に規定する著作権、工業所有権、技術移転）は、特別法において緻密かつ具体的な形式で規定された。そのため、民法第 7 編のこれらの規定は、多くの付加的な価値を規定しない。

外国要素をもつ民事関係において、実際には、弁護士及び裁判所が民法第 7 編の規定をめったに適用、立論しないということは、どのようなアプローチであればより良くなるか？という疑問を呈している。準拠法の選択と適用に関して原則的な規定を必要とするのは、具体的な場合において、ベトナム法か外国法を選択するかという立論、規定するためには、適用する準拠法の選択と適用は、国際私法の規定から始めなければならないからである。明確に予想できることは、民法第 7 編の規定が裁判所において弁論なされないために、これらの規定が十分か、改正を提出すべきかを評価するために十分な基礎がないかまたは非常に困難であるということである。

民法第 7 編の規定の遵守は、具体的な契約の締結と実施においてまだ厳格ではない。

すべての上記の欠点及び不足からいえることは、ベトナムは、国際化した世界においてベトナムの真の発展への要請に応えるには、国際私法に関する枠組みを完全に強固なものにしなければならないということである。

3 外国要素を持つ民事関係に関連する国際条約

ベトナムがメンバーである国際条約において、かなり多くの国際条約は、外国要素を持つ民事関係を調整する規定を有しており、民事の司法共助に関する協定（15 の規定、合意）；養子に関する協定（10 以上の協定）；投資促進保護に関する

協定（60以上の協定）；商業協定；裁判機関と準拠法の選択に関する協定；子供の保護及び国際養子分野における協力に関する第33号ハーグ条約；外国仲裁の決定承認及び執行に関するニューヨーク条約...

これに加えて、ベトナムは、2013年4月から国際私法に関するハーグ会議のメンバー国になり、この組織のいくつかの条約に加入することを検討する計画がある；国際物品売買契約に関する国連のウィーン条約（CISG）.....

一般的な評価として、各国際条約、特に各上記の民事に関する司法共助協定は、各メンバー国間の民事関係における問題において、法の選択及び準拠法に関する規則をもたらし、各国際民事関係を調整する。これは、外国要素を持つ各取引または法律事件の明白化、明確化を助け、これを通じて、個人及び企業をより利する。しかしながら、現在ベトナムは、国際私法にかんするハーグ会議の40近くの公約のうち1つに加盟するのみであるということは、ベトナムの国際私法に関する協力または調和との関係でいえば、少なすぎる。

国際私法に関連する各国際条約及び先進国の良い経験の中でも、日本は、我々の国際私法に関する法律枠組みの改革過程において、ベトナムの研究、考察及び学究にとって選択可能な規則、基準、良い経験となる。これにより、ベトナムの実際の研究、国際私法に関するハーグ会議の枠組みにおける各公約への加入または民事及び商業関係を多く有する各国との民事司法共助に関する交渉力の強化、その中でも日本は積極的な方向性があり、国際私法に関する国内の規定を補充することができる。

II. 国際私法の枠組みの完全化における目標及び方向性

ベトナムが現在、2013年憲法の展開、施行のための法規範文書を立案及び改正するための努力に注力しており、そのため、今後数年で、90近くの国会法及び国会常務委員会令のドラフトを精査、通過しなければならないことを考えれば、国際私法の新立法の提案は、新たにこれが受け入れられるためには、熟慮し、完全かつ説得的に準備されなければならない。上記において分析したとおり、30近くの法及び法令、多くの省庁及び領域に関連する国際私法の枠組みは、まず、各内容、インパクト要素、実現可能性、国会への正式提出のために必要な時間を徹底的に研究すべきである。

2013年において、民法第7編を概括すると同時に、司法省は国際私法の新立法の可能性について研究した。現在までに多くの活動が実施されてきており、中には、日本の専門家及び学習院大学の神前禎教授が参加するJICAの法・司法制度改革支援プロジェクトの支援による活動が含まれる。ベトナムが門戸を開き、国際的に広く深く参加しようとしているという背景において、我々が国際私法の研究者、教授、実務関係者からの強い支持が得られたということは、当初の結果として

ポジティブなものであった。これにより、国際私法に関する独立した法の制定の可能性は非常に高くなっている。司法省は、現在、法制定の基礎を収集、強固にし、適用範囲、法律の構造、民法を含む他の法令との関係などの方向性を提案するための追加的な研究を展開し続けている...民法から独立した国際私法を有する国である日本への今回の研修は、我々の研究計画の一部に位置付けられる。

民法第 7 編の改正法の起草作業の責任は、民法の起草委員会から国際法律局に委任されている。2014 年内の民法全体の立法計画の進捗に間に合わせるため、特に前半の 6 か月において、我々は、以下とおり、きちんとした予定に従って現行民法第 7 編の改定ドラフト作成作業を優先する：

- 2014 年 2 月：民法第 7 編改定の第 1 ドラフトを作成し、各専門家、研究者、学者、実務家から意見を聴取する。

- 2014 年 3 月：本邦研修を実施し、日本の経験を学ぶとともに、第 7 編改正の第 1 ドラフトについて意見を受け、議論を行う。

- 2014 年 3 月後半：本邦研修の結果を受けて、第 2 ドラフトを作成し、司法省内外の専門家、民法起草・編集委員会の代表者を招いてセミナーを開催し、意見を募る。

- 2014 年 4 月中：セミナーにおいて得た意見に基づきドラフトを改定し、起草委員会に提出し、意見を募り、改正民法と合体させる。

- その後、第 7 編は民法全体の計画に従って完全化される。したがって、2014 年 5 月からは、人民の意見聴取のための公開を含む一般的なプロセスを経て、何も変更がなければ、2015 年の国会に提出される。

民法第 7 編の改正過程において、司法省は、研究を促進し、国際私法の立法を提案することが期待される。したがって、国際私法の立法の準備は、民法第 7 編の作業と並行して、これに続いてさらに発展させて行わなければならない。最終的な目標は国際私法の立法であるということを認識しなければならない。民法第 7 編改正によって得られる知識と経験は、我々が今後 1-2 年の間に国際私法の立法を提案するために非常に役立つと思われる。

このような背景の中で、この報告書では、この後、民法第 7 編の「外国要素を持つ民事関係」に集中して記載する。

1. 民法第 7 編の改正では、法律改革に関する国家の主要な政策の制度化、法権国家の建設及び社会主義市場経済、国際統合、2013 年憲法の規定の具体化を行う必要がある。したがって、民法全体の一般的な主導的観点及び基本的方向性のほかに、民

法第 7 編は以下の点に集中する必要がある：第一に、現在の欠点を克服する、実際に民法第 7 編が生活の中で適用されておらず「無視されている」という点に注意する；第二に、現行各規定と国際コミュニティーの基準と一般的なルール（統合の要素）の調和を図る。

2. 第 7 編の改正は、以下の要請に適合している必要がある：

第一に、調整の範囲の実現可能性、ベトナムの実際の条件及び民法の改正作業の進展に適合した時間で行うこと。

第二に、民法第 7 編の改正は、その後の国際私法に関する法律の制定について考慮しなければならない：この法律の制定にとって障害とならないようにしなければならない；様々な問題について研究を続け、まだ成熟していない点については国際私法に関する法律に規定を譲る。

第三に、民法第 7 編の改正は、平等原則、自己合意、自己決定、民事関係において各当事者が自ら責任を引き受けることを担保しなければならない；広く規定するとともに、親族、相続及び法律事件に関する問題に対する準拠法選択規則の具体的な原則についても規定する必要がある；ここでは、各当事者の意思は、民法の規定に制限される。

第 4 に、民法全体と第 7 編との調和性と統合を担保する。

3 具体的な改正内容についての予想

3.1. 7 編の予想される構成

- 現行の第 7 編は、20 条で構成されており、改正後は、16 条で構成される（現行法に比べて 4 条削減）。具体的には、以下の条項を削除する：771 条（隔地者間の契約締結については、基本的に 1 つの契約の形式にすぎないので、契約に関する条文で調整される）；+知的財産権に関する 3 つの条文：774 条 外国要素をもつ著作権、775 条 外国要素をもつ工業所有権及び植物品種権、776 条 外国要素をもつ技術移転（知的財産権に関する特別法においてすでに具体的かつ詳細に規定されている）；

- 第 7 編の改正は調整される問題の本質にあわせて、2 つのグループの規定に構成される：（1）法の選択（各参加者の締結から生じる民事関係に関連する）；（2）親族、相続及び具体的な法律事件に関する問題に対する準拠法（準拠法制度）。

3.2 ドラフトの内容

民法第7編の改正は以下の3つの問題を有する：

a) 技術的な改正を行った条項：

9つの条文（761条から768条、770条、774条から776条）であり、主要な点は、文書の技術的な修正である：複製、重複、ある条文において価値を付加しないもの、例えば、個人の状況に関する規定：外国人の民事法律能力、民事行為能力に関する規定などは削除する；知的財産権、または国際空域または公海で発生した船、飛行機による場合の不法行為の損害賠償に関する問題等、特別法においてすでに規定されている内容については削除する；法律及び国際通例、ベトナムが加盟している、または加盟する予定のある国際条約に適合する民事関係に対する準拠法制度、例えば、相続に関して調整する規定など（法律及び遺言に従って）について再度規定する。

b) 内容とアプローチに関して基本的な改正を行った条文：758条、759条、769条、733条

758条：名前を「適用範囲」に変え、これにより、本編は、外国要素をもつ民事関係についての準拠法選択について規定することを明確に規定する（外国要素をもつ事案において、弁護士や裁判官が準拠法を確定するために、直接ベトナム法を適用するのではなく、まず第7編に基づく必要があることを確認する文言を完備する必要があるかもしれない。）。本条を修正する案は、以下の2つである：

＋第1案：現行758条に持ってきて、外国要素をもつ民事関係の定義を改正する。中でも、現行民法が規定するような「外国定住ベトナム人」という言葉は、明確でないために準拠法の選択において困難を生じさせているので削除する；「外国の法律に従って」という文言を削除する；外国人、外国の機関、組織、法人の定義を追加する。しかしながら、民法または国籍法のどちらが、第1案のような規定を有していないかについて、国際的なまたは各国の経験の研究を継続する。

＋第2案：新たな規定を制定し、第7編は、外国に関連する民事関係に適用されるという一般的な原則を定める。この案は、現在の外国要素をもつ関係をすべて包括するであろう。こちらは、世界の多くの国が国際私法に関する規定を制定するとき採用するアプローチである。しかしながら、これは、民法において20年間「外国要素をもつ民事関係」の概念が存在しており、ベトナムにおける法科学に染み込んでいることから、大きな困難に直面する案である。

759 条：本条の名前を、外国要素をもつ民事関係における準拠法の原則に変更する。

本条は、以下を担保するために改正される：(i) 外国要素をもつ民事関係に対する準拠法；(ii) 特に親族、相続及び具体的な法律事件について確定する際など、ベトナムの法律を当然に適用する場面；(iii) 国際統合が深まり広がる現状において、外国要素をもつ民事関係における準拠法の選択問題の調整が、国際トレンドに適合しておらず、また不明確なことにより、外国法が全く適用されないという現行 759 条の問題を解決する。

759 条は、以下の原則を改正する。

+ 国際私法も含めて、特別法の適用を優先する。これは、現行民法 7 編においてまだ解決されていない問題である。

+ 各当事者の意思に従って、契約（広義の契約：各取引、契約及び合意を含む）における各当事者に準拠法の選択を許すことを明確に規定するが、外国法を選択する際に、外国法の選択が以下に違反しないという統一条件を担保しなければならない：(i) 公共秩序；(ii) ベトナムの強行法規に違反しない。現行 759 条は、この問題を解決しておらず、実際は、外国要素をもつ契約を締結し実行する際に、多くの困難を引き起こしている。

+ 外国の法律が適用されない種類の原則を規定する。この場合は、ベトナムの法律の規定が適用される。

(1) 外国法が以下の条件に適合しない場合：外国法の選択及び外国法の適用が
(i) 公共秩序；または (ii) ベトナムの強行規定に反する；

(2) 外国法が調整しなければならない問題について外国法に規定がない場合；

(3) 外国法がベトナム法に反致する場合。

+ 外国要素をもつ親族、相続及び法律事件の確定に対する強行法規の適用原則を規定する（強行規範）。

- 769 条：民事契約：新たな 759 条において改正された原則と適合するように契約において各当事者が準拠法を合意で選択できる権利を肯定する方向性で改正する。

- 773 条：法律外の損害賠償（不法行為）

多くの国家及び国家条約が承認する原則であるから、両当事者が準拠法を選択できる原則を追加する。

c) 現状維持とされた条文：772条及び777条

Ⅲ. 国際私法分野における日本とベトナムとの間の協力における機会と挑戦

ベトナムと日本との間の協力関係は、ますます多くの領域で、上記のとおり深化しているという状況において、これは、今後も継続することが予想される。法律及び司法の分野における二国間の協力は、多くの良好な結果を達成しており、司法省及び法律と司法に携わる両国の者の誇りであり、JICAはこの協力モデルを他国においても適用している。民法は、過去20年間の法律と司法における協力の「背骨」である。民法第7編は20年間存在しており、両国は完全化について関心を持っている。法律及び司法に関する双方の協力において、民事訴訟法も、いわゆる「礎石」であるが、その中には、裁判所の裁判権及び民事に関する司法共助に関する第9編－国際私法の枠組みにおいて重要な構成要素である－が存在する。非常に残念なのは、民事訴訟法は、最高人民裁判所が起草を主管しているため、民法第7編とは異なり、司法省は、この第9編改正に参加する機会が少ないことである。このような状況だからといって、国際私法の分野におけるベトナム－日本の協力の機会が少ないということとはできない。私の考えによると、ここで明確に認識できることは、私の見方が正しければ、これは双方向の協力となり、両国の人民及び企業の民事及び商業の交流の促進と安全を通じて、両国の発展にとって相互利益になるということである。ベトナムにおける日本の公民または企業の権利と利益に直接関連して、この分野が扱われることが少なくない。

上記のように述べることは、この協力には試練や障害がないということの意味しない。第一に、これまでの期間における協力優先分野についてのベトナムと日本の認識がある。法・司法制度改革支援プロジェクトの枠組みにおける20年間にわたる協力は、民事判決執行法や国家賠償法のような多くの分野に広がってきており、多くの新たな法律が協力の柱として追加された。そのため、もし共通の理解があれば、国際私法の立法の根源は、民法及び民事訴訟法であるということが次の協力期間において新たな観点となるであろう。第二に、他の多くの優先事項が存在するという背景において双方の資源に限りがあるということである。しかしながら、もし正しい認識があれば、この障害は克服することができる。第三に、国際私法に関する協力において、学際的な多くの点を処理しなければならない場合には、コンセンサスを得ることは難しい。しかしながら、全体的な目標を認識した場合には、省のグループまたは一分野の権利を達成できないということは、克服できることである。

したがって、私は、日本が今回のベトナムの民法改正について引き続き関心を寄せ、その中でも特に過去20年間に於いて不利な立場にあり、関心があまり寄せられなかった第7編に関心を寄せ続けてほしい。上記の立法計画のとおり、我々は、現在から国会への提出に至るまで、民法第7編に関して緊密な協力を希望する。同時に、私は、今後日本側が、法及び司法における協力において、国際私法の追加を

検討することを提案する。私たちは、最も効果的な形でこの協力が行われる方法について話し合いを行う準備ができている。

今日のこの機会を利用して、私は、もう一度日本の政府と人民に対して、過去 20 年間に於いて日本が行ってくれたベトナムの法・司法改革における積極的かつ効果的な協力に対して感謝を述べたい。日本の法務省及び日本の長期・短期専門家が、真心を込めて、貴重な知識と経験をベトナムの司法省及び司法機関に共有してくれたことに対して感謝する。日本の JICA が法及び司法に関する二国間協力について関心を持ち、資金を提供してくれていることに感謝したい。

ご静聴ありがとうございました。

以上